

神戸市屋外広告物審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市屋外広告物審議会規則第9条の規定に基づき、神戸市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、傍聴に際しこれを着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席において傍聴しなければならない。

(傍聴章の交付)

第3条 傍聴章は、審議会開会の当日に、所定の時間及び場所において先着順に交付するものとする。

2 前項の場合において、傍聴章の交付を受ける者は、傍聴人受付票に氏名及び住所を記入し、提出しなければならない。

(傍聴章の有効期間)

第4条 傍聴章は、交付当日に限り効力を有するものとする。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は10人とする。

(傍聴章の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終え、退場しようとするときには、交付を受けた傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) はち巻き、腕章又はゼッケンを着用し、若しくは旗又はのぼり等を掲出している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における議論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 発言し又は騒ぎ立てる等により、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、特に会長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害する行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会において議事を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 会長は、傍聴人に対し、傍聴の方法等に関する係員の指示に従うよう命じることができる。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成21年9月9日から施行する。